

(単位:件)

携帯品		合格	不合格	総計	仕出国(地域)																								
分類	分類詳細				韓国			中国			フィリピン			タイ			ベトナム			アメリカ			香港			台湾			
					合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	
骨類	骨	1	19	20		3	3		4	4																			
	蹄角	1	10	11					6	6																			
肉類	牛肉	689	17,571	18,260		1,301	1,301		3,590	3,590		194	194		164	164		1,031	1,031		3,035	3,035		339	339		392	392	
	豚肉	5	12,406	12,411		746	746		2,381	2,381		2,706	2,706		822	822		997	997	1	333	334		542	542		734	734	
	めん羊肉	1	287	288		7	7		61	61					7	7		3	3		6	6		2	2		3	3	
	山羊肉		282	282		1	1		14	14		3	3		9	9		7	7					1	1				
	その他の偶蹄類の肉		276	276			2	2		34	34					5	5		5	5		38	38		2	2		3	3
	加熱処理肉偶蹄類	(注5) 58		58		2		2	41		41			12		12											3		3
	ハム	3	2,133	2,136		104	104		157	157		36	36	1	55	56		143	143		96	96		25	25		16	16	
	ソーセージ	16	12,316	12,332		834	834	7	3,141	3,148		512	512	6	429	435		1,157	1,157		566	566		184	184	1	101	102	
	ベーコン	1	285	286		18	18		47	47		16	16	1	5	6		6	6		23	23		4	4		3	3	
	馬肉	5	74	79		7	7		30	30		3	3		3	3		2	2					3	3		1	1	
	うさぎ肉		78	78					63	63					1	1								5	5				
	家きん肉	516	15,087	15,603		4	1,478	1,482	152	5,488	5,640		1,169	1,169	352	599	951	8	1,218	1,226		473	473		301	301		486	486
	犬肉		4	4					2	2								1	1										
	その他の肉	107	89,927	90,034			20,701	20,701	64	9,142	9,206		6,767	6,767	39	9,392	9,431		6,283	6,283		1,936	1,936		4,493	4,493	3	3,819	3,822
臓器類	偶蹄類の臓器		61	61		9	9		20	20		1	1		1	1		4	4		2	2		2	2				
	偶蹄類以外の臓器	7	98	105		3	3	1	42	43		19	19	4		4		1	1		1	1					1	1	
	消化管等	2	858	860		16	16		80	80		642	642	2	2	4		1	1								3	3	
	ケーシング		40	40					31	31		1	1		2	2													
	脂肪		8	8					2	2		2	2														2	2	
	その他の臓器		43	43		9	9		11	11		3	3		1	1		2	2					1	1		2	2	
卵類	殻付卵		479	479		58	58		120	120		73	73		15	15		44	44		4	4		13	13		22	22	
	液卵	1	6	7					3	3				1	1	2		2	2										
	その他の卵		39	39		3	3		8	8		2	2		2	2		4	4					1	1		8	8	
皮類	牛皮		8	8					1	1					2	2													
	豚皮		77	77		1	1		9	9		52	52		4	4		4	4										
	山羊皮		1	1																									
	その他の皮		6	6								3	3		1	1		1	1										
毛類	羽毛		13	13					1	1							11	11											
乳製品	その他の乳製品		2	2																							2	2	
ミール類 その他の畜産物	血粉		1	1					1	1																			
	血液	1	26	27					17	17		1	1	1		1		1	1								6	6	
	血清	180	4	184		104	1	105	24	1	25	14	1	15	14		14	1	1	2			1		1	1		1	
	病原体	13		13													2		2				1		1				
	ふん・尿		7	7					1	1																			
	その他の畜産物(その他)		30	30			1	1		8	8					4	4		1	1				1	1		10	10	
稲わら等	穀物のわら等		37	37			1	1		6	6					1	1		14	14									
総計		1,607	152,599	154,206		110	25,304	25,414	289	24,522	24,811	14	12,206	12,220	433	11,527	11,960	11	10,944	10,955	1	6,514	6,515	2	5,919	5,921	8	5,614	5,622
(うち検査探知犬による探知実績)		24	72,890	72,914			14,900	14,900	6	17,878	17,884		7,975	7,975	4	5,937	5,941		7,122	7,122		1,741	1,741		2,582	2,582	1	2,049	2,050

資料) 農林水産省動物検疫所調べ

- (注) 1. 「合格」とは、輸入検査を実施し、輸出政府機関発行の検査証明書の添付のあった畜産物のうち、輸入が認められたものをいう。
2. 「不合格」とは、輸入検査を実施した畜産物のうち、検査の結果、輸入が認められなかったものをいう。(おみやげや個人消費用、また、免税店で購入したもので、輸出国政府機関発行の検査証明書の添付のないものを含む。)
3. 表中、空欄については実績のなかったことを示す。
4. 不合格件数の多い順に並んでいる。なお、不合格件数が100件未満の国はまとめて「その他」としている。
5. 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がなされたもの。
6. 指定検疫物(動物を除く。)の実績となる。

(単位:件)

携帯品		仕出国(地域)																											
		インドネシア			シンガポール			ミャンマー			ドイツ			オーストラリア			マレーシア			フランス			ハワイ			イタリア			
分類	分類詳細	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	
骨類	骨															1	1												
	蹄角												1	1															
肉類	牛肉		892	892		258	258		528	528	67	67	669	1,250	1,919		165	165		24	24		352	352		4	4		
	豚肉		153	153		1,056	1,056		100	100	74	74	2	49	51		125	125		58	58		27	27		33	33		
	めん羊肉		3	3		1	1		71	71	1	1		6	6		6	6											
	山羊肉		2	2		2	2		192	192							7	7					1	1					
	その他の偶蹄類の肉		2	2		2	2		57	57	3	3		3	3		4	4		3	3		3	3		4	4		
	加熱処理肉偶蹄類																												
	ハム		9	9		15	15		7	7	160	160		22	22		4	4		114	114		7	7		132	132		
	ソーセージ		212	212		92	92		197	197	697	697		98	98		34	34		495	495		66	66		274	274		
	ベーコン		5	5		7	7				36	36		2	2		1	1		2	2		4	4		23	23		
	馬肉								1	1																			
	うさぎ肉		1	1					2	2	1	1																	
	家きん肉		857	857		204	204		297	297	35	35		24	24		190	190		23	23		51	51		6	6		
	犬肉																1	1											
	その他の肉		2,318	2,318		1,204	1,204		308	308	602	602		195	195	1	1,073	1,074		593	593		419	419		324	324		
臓器類	偶蹄類の臓器		6	6					1	1				1	1		2	2											
	偶蹄類以外の臓器		6	6																13	13								
	消化管等		98	98		1	1																						
	ケーシング																												
	脂肪																												
	その他の臓器		4	4							1	1								1	1								
卵類	殻付卵		6	6		2	2				4	4					1	1								1	1		
	液卵																												
	その他の卵		4	4							1	1		1	1														
皮類	牛皮		3	3																									
	豚皮		2	2		1	1							1	1														
	山羊皮																												
	その他の皮		1	1																									
毛類	羽毛							1	1																				
乳製品	その他の乳製品																												
ミール類 その他の畜産物	血粉																												
	血液													1	1														
	血清					3		3	1		1					3		3											
	病原体	1		1																									
	ふん・尿																												
	その他の畜産物(その他)																												
稲わら等	穀物のわら等		1	1					1	1																			
総計		1	4,585	4,586	3	2,845	2,848	1	1,763	1,764		1,682	1,682	671	1,654	2,325	4	1,614	1,618		1,326	1,326		930	930		801	801	
(うち検疫探知犬による探知実績)			3,142	3,142		1,048	1,048		1,066	1,066		629	629	12	134	146		656	656		544	544		297	297		286	286	

資料) 農林水産省動物検疫所調べ

- (注) 1. 「合格」とは、輸入検査を実施し、輸出政府機関発行の検査証明書の添付のあった畜産物のうち、輸入が認められたものをいう。
2. 「不合格」とは、輸入検査を実施した畜産物のうち、検査の結果、輸入が認められなかったものをいう。(おみやげや個人消費用、また、免税店で購入したもので、輸出国政府機関発行の検査証明書の添付のないものを含む。)
3. 表中、空欄については実績のなかったことを示す。
4. 不合格件数の多い順に並んでいる。なお、不合格件数が100件未満の国はまとめて「その他」としている。
5. 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がなされたもの。
6. 指定検疫物(動物を除く。)の実績となる。

(単位:件)

携帯品		仕出国(地域)																										
		スペイン			カナダ			イギリス			モンゴル			インド			カンボジア			バングラデシュ			ウズベキスタン			スリランカ		
分類	分類詳細	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計
骨類	骨											6	6															
	蹄角																											
肉類	牛肉		8	8		250	250		51	51		188	188		24	24		136	136		108	108		42	42		63	63
	豚肉		31	31	2	65	67		16	16		24	24		8	8		80	80		4	4		4	4		14	14
	めん羊肉								2	2		41	41		5	5					6	6		14	14			
	山羊肉											6	6		2	2		1	1		2	2		5	5		1	1
	その他の偶蹄類の肉					3	3		1	1		2	2															
	加熱処理肉偶蹄類																											
	ハム	2	325	327		5	5		27	27		13	13					2	2				5	5		1	1	
	ソーセージ	1	169	170	1	77	78		59	59		120	120		5	5		76	76		3	3		156	156		4	4
	ベーコン		3	3					5	5		2	2													1	1	
	馬肉										4	7	11					1	1				3	3				
	うさぎ肉																											
	家きん肉		6	6		37	37		23	23		4	4		31	31		25	25		62	62		28	28		53	53
犬肉																												
その他の肉		235	235		305	305		402	402		154	154		436	436		106	106		223	223		42	42		128	128	
臓器類	偶蹄類の臓器											3	3															
	偶蹄類以外の臓器										2		2															
	消化管等																		2	2			1	1				
	ケーシング																											
	脂肪											1	1		1	1												
	その他の臓器										4	4								2	2							
卵類	殻付卵																	1	1									
	液卵																											
	その他の卵					1	1																					
皮類	牛皮																											
	豚皮								1	1																		
	山羊皮																											
	その他の皮																											
毛類	羽毛																											
乳製品	その他の乳製品																											
ミール類 その他の畜産物	血粉																											
	血液																											
	血清													2		2	4		4									
	病原体										2		2												3		3	
	ふん・尿											6	6															
	その他の畜産物(その他)											1	1														1	1
稲わら等	穀物のわら等													1	1								1	1				
総計		3	777	780	3	743	746		587	587	8	582	590	2	513	515	4	428	432		412	412		301	301	3	266	269
(うち検査探知犬による探知実績)			199	199		219	219		281	281		426	426		326	326		304	304		312	312		236	236		197	197

資料) 農林水産省動物検疫所調べ

- (注) 1. 「合格」とは、輸入検査を実施し、輸出政府機関発行の検査証明書の添付のあった畜産物のうち、輸入が認められたものをいう。
2. 「不合格」とは、輸入検査を実施した畜産物のうち、検査の結果、輸入が認められなかったものをいう。(おみやげや個人消費用、また、免税店で購入したもので、輸出国政府機関発行の検査証明書の添付のないものを含む。)
3. 表中、空欄については実績のなかったことを示す。
4. 不合格件数の多い順に並んでいる。なお、不合格件数が100件未満の国はまとめて「その他」としている。
5. 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がなされたもの。
6. 指定検疫物(動物を除く。)の実績となる。

(単位:件)

携帯品		仕出国(地域)																											
		トルコ			フィンランド			ポーランド			グアム			ニュージーランド			ブラジル			アラブ首長国連邦			ネパール			スイス			
分類	分類詳細	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	
骨類	骨																												
	蹄角		1	1																									
肉類	牛肉		14	14		27	27		13	13		57	57	20	143	163		20	20		11	11		97	97		16	16	
	豚肉		4	4		17	17		11	11		7	7		13	13		22	22		3	3		7	7		3	3	
	めん羊肉		6	6		3	3								1	1					3	3		3	3				
	山羊肉					1	1								1	1						7	7						
	その他の偶蹄類の肉					38	38								1	1					1	1		2	2				
	加熱処理肉偶蹄類																												
	ハム		19	19		21	21		11	11		1	1		8	8		16	16		10	10		1	1		41	41	
	ソーセージ		54	54		40	40		86	86		19	19		19	19		100	100		18	18					58	58	
	ベーコン		1	1								2	2					6	6								2	2	
	馬肉																												
	うさぎ肉																												
	家きん肉		21	21		19	19		14	14		15	15		8	8		4	4		20	20		9	9		8	8	
	犬肉																												
	その他の肉		143	143		96	96		106	106		120	120		21	21		30	30		123	123		59	59		53	53	
臓器類	偶蹄類の臓器		1	1																									
	偶蹄類以外の臓器																										1	1	
	消化管等																												
	ケーシング																	2	2										
	脂肪																												
	その他の臓器																												
卵類	殻付卵					1	1								1	1		1	1					1	1				
	液卵																												
	その他の卵																												
皮類	牛皮																												
	豚皮																	1	1										
	山羊皮																												
	その他の皮																												
毛類	羽毛																												
乳製品	その他の乳製品																												
ミール類 その他の畜産物	血粉																												
	血液																												
	血清																												
	病原体																												
	ふん・尿																												
	その他の畜産物(その他)																								1	1			
稲わら等	穀物のわら等																							1	1				
総計			264	264		263	263		241	241		221	221	20	216	236		202	202		189	189		188	188		182	182	
(うち検査探知犬による探知実績)			158	158		76	76		97	97		86	86	1	15	16		81	81		105	105		83	83		41	41	

資料) 農林水産省動物検疫所調べ

(注) 1. 「合格」とは、輸入検査を実施し、輸出政府機関発行の検査証明書の添付のあった畜産物のうち、輸入が認められたものをいう。
2. 「不合格」とは、輸入検査を実施した畜産物のうち、検査の結果、輸入が認められなかったものをいう。(おみやげや個人消費用、また、免税店で購入したもので、輸出国政府機関発行の検査証明書の添付のないものを含む。)
3. 表中、空欄については実績のなかったことを示す。
4. 不合格件数の多い順に並んでいる。なお、不合格件数が100件未満の国はまとめて「その他」としている。
5. 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がなされたもの。
6. 指定検疫物(動物を除く。)の実績となる。

(単位:件)

携帯品		仕出国(地域)																											
		パキスタン			オーストリア			ロシア			オランダ			メキシコ			南アフリカ			ハンガリー			その他(111か国)			不明			
分類	分類詳細	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	合格	不合格	計	
骨類	骨		1	1																	1	1	2		3	3			
	蹄角																				1	1	2		1	1			
肉類	牛肉		14	14		2	2		5	5		10	10		28	28		73	73		1	1		221	221		2,363	2,363	
	豚肉		1	1		6	6		9	9		4	4		6	6		2	2		5	5		110	110		994	994	
	めん羊肉		6	6					1	1													1	12	13		7	7	
	山羊肉		6	6																				10	10		1	1	
	その他の偶蹄類の肉								1	1		1	1					9	9		1	1		27	27		19	19	
	加熱処理肉偶蹄類																												
	ハム					18	18		20	20		6	6		10	10		1	1		5	5		113	113		352	352	
	ソーセージ		2	2		87	87		62	62		63	63		8	8		6	6		57	57		360	360		1,519	1,519	
	ベーコン					4	4		4	4		2	2					1	1					9	9		41	41	
	馬肉																	1	1					1	8	9		4	4
	うさぎ肉																								1	1		4	4
	家きん肉		36	36		3	3		14	14		7	7		7	7		15	15					136	136		1,583	1,583	
	犬肉																												
	その他の肉		98	98		47	47		50	50		65	65		84	84		8	8		39	39		664	664		16,521	16,521	
臓器類	偶蹄類の臓器		1	1																							7	7	
	偶蹄類以外の臓器																				4	4		2	2		5	5	
	消化管等																							2	2		10	10	
	ケーシング																								4	4			
	脂肪																												
	その他の臓器																										2	2	
卵類	殻付卵		2	2																				3	3		106	106	
	液卵																												
	その他の卵																										4	4	
皮類	牛皮																								2	2			
	豚皮																										1	1	
	山羊皮																								1	1			
	その他の皮																												
毛類	羽毛																												
乳製品	その他の乳製品																												
ミール類 その他の畜産物	血粉																												
	血液																												
	血清																				1	1		7	7				
	病原体																							4	4				
	ふん・尿																												
	その他の畜産物(その他)		1	1																									
稲わら等	穀物のわら等																							9	9		1	1	
総計			168	168		167	167		166	166		158	158		143	143		116	116		1	112	113	15	1,696	1,711		23,548	23,548
(うち検査探知犬による探知実績)			124	124		31	31		102	102		47	47		43	43		6	6		27	27		842	842		440	440	

資料) 農林水産省動物検疫所調べ

- (注) 1. 「合格」とは、輸入検査を実施し、輸出政府機関発行の検査証明書の添付のあった畜産物のうち、輸入が認められたものをいう。
2. 「不合格」とは、輸入検査を実施した畜産物のうち、検査の結果、輸入が認められなかったものをいう。(おみやげや個人消費用、また、免税店で購入したもので、輸出国政府機関発行の検査証明書の添付のないものを含む。)
3. 表中、空欄については実績のなかったことを示す。
4. 不合格件数の多い順に並んでいる。なお、不合格件数が100件未満の国はまとめて「その他」としている。
5. 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がなされたもの。
6. 指定検疫物(動物を除く。)の実績となる。